広島市立大学体育施設使用規程

平成22年4月1日 規 程 第 97 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学施設管理規程(平成22年公立大学 法人広島市立大学規程第68号)第5条第1項の規定に基づき、体育館、運動場、 トラック&フィールド、テニスコート及びアーチェリー場(以下「体育施設」と いう。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

- 第2条 体育施設は、当該体育施設に応じたそれぞれの用途以外の用途に使用する ことはできない。ただし、学長が、特に必要と認めるときは、この限りでない。 (使用時間)
- 第3条 体育施設は、午後9時から午前8時30分までは使用することができない。 ただし、学長が、特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用許可の手続)

- 第4条 体育施設を使用しようとするクラブ及びサークルは、四半期(学年を4期に分けたそれぞれの期をいう。以下同じ。)ごとに所定の申請書を当該四半期の初日の属する月の前月の10日までに事務局学生支援室長(以下「学生支援室長」という。)に提出し、学長の許可を受けなければならない。
- 2 体育施設を使用しようとする一般学生及び教職員は、あらかじめ所定の申請書 を学生支援室長に提出し、学長の許可を受けなければならない。
- 3 前項の申請書の受付期間は、その申請に係る使用日の3週間前から使用日まで とする。

(特別設備の設置の許可)

第5条 体育施設の使用に当たり、特別の設備を設け、又は特殊な物品を搬入しようとする者は、あらかじめ学生支援室長に所定の申請書を提出し、学長の許可を 受けなければならない。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て学長が別に定める。

附則

- この規程は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。